公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第１号

京都市南区上鳥羽山ノ本町37番地２
申立人　株式会社トリヤマ
代表者代表取締役　鳥山　昌二
権利を争う旨の申述の終期　平成30年８月27日
平成30年４月25日　大津簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＱＤ034051
金額　632,000円
支払期日　平成30年６月15日
支払地　大津市
支払場所　近畿産業信用組合大津支店
振出日　平成30年２月15日
振出地　滋賀県守山市立入町475番地の２
振出人　株式会社日建　代表取締役　旗手紘一郎
受取人　申立人
裏書人　株式会社トリヤマ　代表取締役　鳥山　昌二
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成３０年（家）第１１２６号

札幌市東区北25条東３丁目１番39号
申立人　金　　昭已
本籍北海道石狩市厚田区別狩20番地第２号、最後の住所北海道岩内郡発足村大字発足村字リヤムナイ番外地
不在者　金　　歌子
大正６年３月15日生
届出期間満了日　平成30年９月７日
札幌家庭裁判所

平成３０年（家）第１５８３号

東京都多摩市聖ヶ丘３－５－３
申立人　加羽澤忠孝
本籍東京都江東区富岡１丁目10番地２、最後の住所不詳
不在者　加羽澤達雄
昭和16年12月３日生
届出期間満了日　平成30年９月14日
東京家庭裁判所

平成３０年（家）第１３１号

岡山県津山市中島232―11
申立人　田鍋　晶子
本籍熊本県玉名市立願寺131番地１、最後の住所東京都小金井市本町４丁目７番１―18号小金井本町住宅
不在者　佐間野千鶴子
昭和19年９月29日生
届出期間満了日　平成30年９月２日
東京家庭裁判所立川支部

失踪宣告

平成２９年（家）第５６３号

本籍埼玉県所沢市日吉町144番地、最後の住所埼玉県所沢市寿町５番22号
不在者　春日　政一
昭和４年７月５日生
平成30年４月27日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

平成２９年（家）第５０３６号

本籍広島県呉市登町２丁目２番地、最後の住所京都府宇治市宇治妙楽以下不詳
不在者　清水ハナコ
明治33年５月７日生
平成30年４月26日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第６００６号

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目2143番地７、最後の住所東京都大田区田園調布本町17番６号
不在者　辻　　茂
大正11年６月２日生
平成30年４月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１３８４号

本籍東京都立川市富士見町２丁目68番地、最後の住所東京都立川市富士見町２丁目24番８号
不在者　矢澤　友喜
昭和14年８月30日生
平成30年４月26日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１８０９号

本籍東京都福生市大字熊川981番地、最後の住所東京都福生市大字熊川981番地
不在者　大竹　俊幸
昭和35年10月９日生
平成30年４月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成３０年（家）第１５１号

本籍神奈川県横浜市鶴見区生麦５丁目1102番地、住所横浜市鶴見区生麦５―20―17
申立人（失踪者）　成瀬　和芳
昭和26年４月４日生
平成30年４月27日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２９年（へ）第３号

次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期である平成30年４月25日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
神奈川県厚木市戸室３丁目９番８号
申立人　澤井　洋子
権利の届出の終期　平成30年４月25日
平成30年４月27日　厚木簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　厚木市泉町78番３
宅地　81.45平方メートル
⑵登記年月日　横浜地方法務局厚木支局明治26年９月５日登記
⑶登記した権利の内容
甲区１番登記中
買戻特約（「但し明治29年９月４日より同31年12月３日までは買戻し得る約」にかかる部分）

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３５号

福岡県築上郡上毛町大字西友枝1771番地２
債務者　ライフ・プラス株式会社
代表者代表取締役　岩花　寛之
１　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時40分
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１５７２号

大阪市中央区徳井町１丁目３番14号
債務者　株式会社ＣＡＰＥＬＬＩＣＨ
代表者代表取締役　三輪　信行
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　築山　宗之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７５４号

大阪府東大阪市池島町４丁目２番33号
債務者　株式会社野本工務店
代表者代表取締役　野本　浩二
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長屋　卓嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８号

奈良県御所市小林120番地の32
債務者　有限会社一真
代表者代表取締役　森田　　智
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　郷原　章裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時20分
奈良地方裁判所葛城支部破産係